お手もとにお控えください。

会員情報の取り扱いに関する重要事項

11＊

お客様の情報の取り扱いについて以下の事項をご確認のうえお申し込みください。なお、会員情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約（第2章）としてあらためてお届けします。

1. 会員情報の収集、保有、利用

カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）は、法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）の会員情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

⑴当社またはJCBもしくは当社およびJCB（以下「両社」という。）との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、次の①～⑩の会員情報を収集、利用します。

①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。

②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）等、カード使用者等が入会申込時および入会後に届け出た事項。

③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

④会員のカードの利用内容、支払責任者（法人会員およびカード使用者のうち法人等を代表する権限のある方をいい、以下「代表使用者」という。）の支払い状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。

⑤法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等、当社またはJCBが収集した代表者等（下の2.⑴に定めるものをいう。）のクレジット利用・支払履歴。

⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。

⑦当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。

⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。

⑩インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

⑵以下の目的のために上の⑴①～⑤の会員情報を利用します。ただし会員が下の③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当社またはJCBもしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCBもしくは両社の事業（当社またはJCB定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

⑥カードまたはカード情報等を利用した不正取引（第三者による不正利用のほか、不正な目的でカードまたはカード情報等を利用する一切の取引をいい、以下「不正取引」という。）の防止（以下「不正取引防止」という。）にかかる業務（当該会員情報の主体である会員以外のカード利用者の被害を防止するための対策業務を含む。）。

⑶割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上の⑴⑨⑩の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、上の⑴⑨⑩の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。

⑷当社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上の⑴①～⑤の会員情報を共同利用します。（当該提携会社は、次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）

⑸以下の当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上の⑴①～④の会員情報を共同利用します。

・株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、JCBおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供のため

・株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供のため

⑹会員は、JCBが不正取引防止のために会員情報の共同利用に関する契約を締結した提携会社（以下「不正取引防止に関する情報共同利用会社」という。なお、不正取引防止に関する情報共同利用会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）が、不正取引を防止するためのサービス提供を行うことを目的として、上の⑴④のうちカードの利用内容を共同利用することに同意します。なお、不正取引防止に関する情報共同利用会社と共同利用する情報には会員の氏名は含まれないため、不正取引防止に関する情報共同利用会社が会員個人を特定することはありません。

⑺上の⑷～⑹の共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2. 個人信用情報機関の利用および登録

⑴代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下「代表者等」という。）の支払能力調査のために、両社はそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関が独自に収集し登録した情報が含まれます。

⑵加盟個人信用情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。）のために利用されます。

⑶加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

3. 会員情報の開示、訂正、削除

会員等は、当社、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社、不正取引防止に関する情報共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社はすみやかに訂正または削除に応じます。

4. 会員情報の取り扱いに関する不同意

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合（ただし、上の1.⑵③または同④への中止の申し出を除く。）は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

5. 契約不成立時および退会後の会員情報の利用

⑴両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上の1.（ただし1.⑵③および同④を除く。）および2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

⑵退会の申し出または会員資格の喪失後も上の1.（ただし1.⑵③および同④を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

6. 会員情報の開示、訂正、削除等会員の会員情報に関するお問い合わせ窓口

・株式会社ジェーシービー　お客様相談室

〒107-8686　東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア　0120-668-500

（20240401）

<加盟個人信用情報機関>

●株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375　東京都新宿区西新宿1-23-7　新宿ファーストウエスト15階

電話番号　0120-810-414　https://www.cic.co.jp/

※個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左の②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

<提携個人信用情報機関>

●全国銀行個人信用情報センター

電話番号　03-3214-5020　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014　東京都台東区北上野一丁目10番14号　住友不動産上野ビル5号館

電話番号　0570-055-955　https://www.jicc.co.jp/

※全国銀行個人信用情報センター・JICCの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上の全国銀行個人信用情報センター・JICC開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	＊

＊提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

（H／20230331）

※カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本事項に記載されている「当社」、「両社」、「当社およびJCB」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

※カード発行会社が株式会社ジェーシービー以外の場合、本事項1.⑵⑥、⑹は適用となりません。本事項3.のうち、「不正取引防止に関する情報共同利用会社」に関する規定は適用となりません。

カードご利用代金お支払い口座の設定について

13

金融機関での登録に2～3週間のお時間がかかるため、カードご利用代金お支払い口座の設定が完了する前にカードを発行する場合があります。登録手続きが完了しない場合、お振り込み等でのお支払いをご案内します。その際の各種手数料は、お客様のご負担となります。

また、お支払い口座のご記入・ご捺印（サイン）に間違いがある場合はさらにお時間がかかる場合があります。よくご確認のうえお申し込みください。

224555-002・2401（0.001）DC